

## 死にかけの三権分立

最初にお詫びを。昨日 14 日の平川克美さんレポートで出所「毎日新聞 7 月 7 日夕刊 特集ワイド」を記していませんでした。

今日にも安保法案が衆院特別委員会で採決されそうだ。「ソフトなクーデター」を断じて許せない。表題と写真は朝日新聞 7 月 9 日夕刊の池澤夏樹さん「終わり始まり」である。示唆に富む指摘が多く、紹介しておきたい。



そもそもは、きちんと予算を詰めないままあんなプランを採用したのが間違い。あの自転車乗りのヘルメットのような建物、大きすぎるところはまるで陸に上がった戦艦大和だ。その運命も戦艦大和と一緒に、やがて建造費と維持費の海にごぼごぼと沈む。

話は新国立競技場から始まる。これも重要なテーマだが、ここでは「行政独裁への道 粛々と」に話を進めたい。

現代の世界で三権分立は民主主義国家があるべき姿として奨励されている。欧米諸国はどこもその体裁を整えているし、途上国はそれを目指している。経済発展だけでなく国の体制でも彼らは「途上」にあると言える。

しかし日本では国の根幹に関わる問題で司法府が憲法判断を放棄してしまった。1997 年の段階で 95 条は死んだ。今は 9 条が死にそう。憲法 95 条「一つの地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」懐かしい文言だ。ぼくがこれを論じたのは 1997 年 4 月、駐留軍用地特措法が改正され、国は地主の意思を無視して民有地を米軍用地として永久に借りていられるとなった時だ。これは憲法 95 条に違反するのではないかとぼくは考えた。

同じことが辺野古を巡っても起きようとしている。翁長知事がどうしても協力しない場合、知事の権限の頭越しに基地建設を可能とする特措法が作られるという展開は十分に考えられる。これもまた 95 条違反のはずだが。憲法とは本来このように国民を国の圧政から守るためのものである。一地方を犠牲にして他が利を得てはいけない。個人の権利を守ると同じように地方の権利も守る。それが機能しないのは日本国の司法府が憲法判断を逃がっているからだ。

集団的自衛権についての審議が始まるはるか以前、この 4 月 30 日に安倍首相がアメ

リカで、この法案の成立を約束し「日米同盟はより一層堅固になる。この夏までに成就させる」と宣言した。それでも国会は立法府を侮辱するあの発言を問題視しなかった。本来ならばあれだけで内閣不信任の動議が出され、場合によっては解散、総選挙だったはずだが、そよとも風は吹かなかった。国会は行政追認の大政翼賛会と化した。

既に司法なく、今また立法なし。日本は三権分立で運営される民主主義国家から行政独裁へと、途上ならぬ途下の道を粛々と歩んでいる。三脚のはずが一脚では立てない、主権在民という地面に穴を穿たないかぎり。

(2015年7月15日)